

黒石市教育委員会告示第7号

黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年5月28日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示

黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成22年黒石市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1生活保護法の規定による保護を受けている世帯の項中「229,200円」及び「268,000円」を「308,000円」に改め、同表上記区分以外の世帯の項次年長者（第2子）の欄中「－」を「154,000円」に改める。

別表第2中「249,000円」を「308,000円」に、「226,000円」を「253,000円」に、「163,000円」を「211,000円」に、

「

当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1により算定した額を超え基準額2により算定した額以下の世帯	114,000円	308,000円
---	----------	----------

を

」

「

当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が基準額1により算定した額を超え基準額2により算定した額以下の世帯	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯	154,000円	308,000円

に

改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。